

平成 29 年秋の全国交通安全運動実施計画

平成 29 年 8 月 30 日

独立行政法人自動車事故対策機構

独立行政法人自動車事故対策機構は、「平成 29 年秋の全国交通安全運動推進要綱」（平成 29 年 7 月 14 日中央交通安全対策会議交通対策本部決定）及び「平成 29 年秋の全国交通安全運動国土交通省実施計画」（平成 29 年 8 月 1 日国土交通省決定）に基づき、平成 29 年秋の全国交通安全運動について、下記のとおり実施項目を定め、9 月 21 日（木）から同月 30 日（土）までの期間、本運動を実施するものとする。

交通安全の啓発については、常日頃よりナスバの業務の中で取り組んでいるところであるが、特に、全国交通安全運動実施期間中の指導講習業務等においては、高齢者運転者の交通事故防止、シートベルトの着用、飲酒運転の根絶について、講習冒頭の挨拶に取り入れるとともに、適性診断業務等においては、小集団カウンセリング時に別添チラシを配布・説明するものとする。

なお、各主管支所及び各支所においては、本運動の実施に際しては、各都道府県交通安全対策協議会等を通じて地方公共団体等と密接に連携し、各地域の実情に即した効果的な運動の展開を図るものとする。

記

1. 事業用自動車の安全運行の確保

全国交通安全運動実施期間中の指導講習業務等において、下記事項の周知・徹底を図る。

- (1) 自動車運送事業者に対し、運輸安全マネジメント制度の徹底のため、輸送の安全が最優先であるという意識を事業者内部で浸透させ、経営トップから現場まで組織が一体となって輸送の安全性の向上に努めるよう意識の高揚を図る。
- (2) 運行管理者等指導講習等及び自動車運送事業者団体等が主催する事故防止講習会等を通じ、次の事項に重点を置いた安全運行の徹底について周知を図る。
 - ① シートベルトを座席に埋没させないなど、乗客が常時着用することができる状態にしておくことはもとより、安全確保のため、車内放送等により乗客にシートベルトの着用を促すとともに、発車前に着用状況を目視等により確認すること。
 - ② 運転者の体調急変に伴う事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」（平成 26 年 4 月 18 日改訂）に基づき、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等、健康状態に異常が認められた場合には、運転者を交替させる等、適切な運

行管理の徹底を図ること。

- ③ 過労運転を防止するため、適切な運行指示書を作成するとともに、長距離運転や夜間の運転に従事する際の乗務時間の遵守等について運行管理を徹底すること。特に、高速乗合バス及び貸切バスにおいては、交替運転者の配置基準を遵守徹底すること。
 - ④ 乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作を絶対に行わないよう徹底すること。
 - ⑤ 特に子供、高齢者、障害者等に配慮し、歩行者及び自転車利用者の安全確保を図ること。
 - ⑥ 飲酒運転の根絶に向けた運転者に対する指導監督を適切に実施するとともに、運行の際には、アルコール検知器の使用による酒気帯びの確認を確実に行うなど、厳正な点呼を実施し、飲酒運転の絶無を図ること。
 - ⑦ 覚せい剤や危険ドラッグ等薬物の使用防止の指導・啓発を徹底すること。
 - ⑧ 夕暮れ時における前照灯の早めの点灯及び、暗い道等での走行用前照灯（上向き）とすれ違い用前照灯（下向き）の細めな切替えを励行すること。
 - ⑨ 車高、視野、死角、内輪差及び制動距離等自動車の構造上の特性を把握し、安全確保を徹底するよう指導すること。また、進路変更、転回、後退等の際は、あらかじめバックミラー等により周囲の安全を十分に確かめるとともに、後退時等に周囲の歩行者等に対して警報を発する装置（後退警報装置、左折警報装置など）を備える車両では、やむを得ない場合を除き、当該装置を停止しないこと。
 - ⑩ 乗合バスにおいては、車内事故の発生が多いことを踏まえ、その防止対策を推進すること。
 - ⑪ タクシーにおいては、交差点内での出会い頭事故の発生が多いことを踏まえ、一時停止すべき場所での確実な停止を徹底すること。
 - ⑫ トラックにおいては、追突事故の発生が多いことを踏まえ、その防止対策の強化を図ること。
- (3) (2)に掲げるもののほか、次の事項について周知を図る。
- ① 夕暮れ時と夜間の危険性を認識し、歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保すること。
 - ② 乗合バス及び貸切バスにおける火災等の発生に備え、乗客の避難誘導等旅客保護のための適切な処置を乗務員に対し徹底すること。
 - ③ 悪質・危険な運転行為について、運転者の個々の運行状況及び運転適性診断の結果を踏まえ、カウンセリングを活用するなど運転者に対する教育及び指導を強化すること。特に死者又は負傷者を生じた事故を惹起した運転者、高齢運転者及び初任運転者に対する適性診断の受診及び助言指導を徹底すること。
 - ④ 運行管理規程、安全服務規律等社内規程の内容について再度確認を行い、運行管理者及び乗務員への周知を徹底すること。

- ⑤ ヒューマンエラーによる事故を未然に防ぐため、運行管理規程の乗務員教育等に係る内容について再度、確認すること。また、運行管理者に対する指導、教育及び乗務員への点呼を強化すること。
- ⑥ 事業用自動車の発車・停車時における安全確認を徹底すること。
- ⑦ 危険物輸送の安全確保のため、自動車運送事業者と荷主との緊密な連絡のもとに関係法令の遵守を徹底すること。
- ⑧ 過積載防止の徹底及び不適正な積付防止を徹底すること。
- ⑨ 大型トラクタ・トレーラ及び大型貨物車の輸送の安全確保について周知徹底すること。特に高速道路等における第一通行帯の走行を徹底すること。
- ⑩ 道路状況等に適応した安全速度の遵守、適正な車間距離の保持、脇見運転の防止等により追突事故防止を徹底すること。特に高速道路、夜間における安全運転を確保すること。
- ⑪ 踏切事故防止のため、運行経路中の踏切の事前調査の実施及び通過時の安全確認を徹底すること。
- ⑫ 停止表示器材の適切な使用について指導すること。

2. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

全国交通安全運動実施期間中の指導講習業務等において、下記事項の周知・徹底を図る。

- (1) 運行管理者等指導講習等における視聴覚教材等の活用を通じて、シートベルト着用効果の啓発に努めるとともに、後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用義務の周知徹底を図る。
- (2) 運行管理者等指導講習を通じて、次の事項の徹底を図る。
 - ① トラック事業者、タクシー・ハイヤー事業者及びバス事業者において、乗務員に対する適正なシートベルトの着用を指導すること。
 - ② 乗客の安全を図るため、タクシー・ハイヤー事業者及び貸切バス事業者等のバス（路線バス等でシートベルトを備えていないバスを除く）を運行する事業者に対しては、次の事項を実施するよう指導すること。
 - ・ 運行前に、シートベルト及び座席の不具合の有無を点検すること。
 - ・ シートベルトを乗客が常時着用することができる状態にしておくこと。
 - ・ 乗客にシートベルトの着用を促すこと。
 - ・ 乗客のシートベルトの着用状況を発車前に点検すること。
 - ・ タクシー・ハイヤー事業者において、シートベルト着用のステッカーを作成し、車内に貼付すること。
 - ・ 高速自動車国道等を走行する貸切バス等のバスにおいては、リーフレットを座席ポケットへ備え付けるなどして、あらゆる機会を捉え、シートベルトの着用について乗客

への注意喚起を行うこと。

- (3) 自動車ユーザーに対して、後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用の徹底を図り、安全意識の高揚を図る。
- (4) 幼児等を同乗させる自動車ユーザーに対して、体格に応じたチャイルドシートの着用の徹底を図るとともに、チャイルドシートの正しい取り付け方及び安全性に関する比較情報等の提供を行い、安全意識の高揚を図る。

3. 飲酒運転の根絶

全国交通安全運動実施期間中の指導講習業務等において、下記事項の周知・徹底を図る。

飲酒運転の悪質性・危険性や飲酒運転に起因する交通事故の悲惨さを訴え、規範意識の確立、飲酒運転をさせないための運転者教育の推進及び飲酒運転の根絶に向けた取組の実施を図るとともに、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じ、飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの促進を図る。

4. 車両の安全対策の推進

運輸支局、警察が行う街頭検査に協力し、無車検・無保険車両等の排除に努める。

5. 事業用自動車の事故等の情報提供

運行管理者等指導講習において、事業用自動車の事故の状況等に係る情報を運行管理者等に提供する。

6. 広報活動の推進

本年9月30日（土）が「交通事故死ゼロを目指す日」とされたことに留意しつつ、次の広報活動を展開する。

- (1) 各主管支所及び各支所の事業所内等にポスター、のぼり、垂幕等を掲示するなど、交通安全運動に関する情報の提供及び交通安全に関する広報啓発活動を行い、交通安全意識の高揚を図る。
- (2) 各種イベントへの参加、新聞、テレビ等のマスメディアやインターネット、関係団体等の広報誌やポスター掲示等を通じ、本運動の趣旨及び次の広報事項についての周知を図るとともに、当機構の事故防止業務（運行管理者等指導講習業務、適性診断業務（カウンセリング付き診断を含む）、ISO39001を含む安全マネジメント関係業務、運輸安全マネジメ

ント評価業務)、自動車アセスメント情報提供業務、被害者援護業務(交通遺児等貸付制度、介護料支給制度、療護施設の設置・運営、交通事故被害者ホットライン)及び自賠責制度についての周知を図る。

- ① 高齢運転者の交通事故防止
- ② 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ③ 飲酒運転根絶に向けた啓発を行う。
- ④ 歩行者及び自転車利用者(特に子供と高齢者)の安全や乗合バス等における高齢の乗客の保護に対する配慮
- ⑤ 車両の安全対策の推進の一環として、より安全な自動車及び安全装置の普及促進とその正しい使い方の啓発(車種別安全性能の比較情報の提供等により、自動ブレーキ等を備えた安全サポート車などの高齢運転者の安全運転にも資する安全な自動車及び安全装置とその正しい使い方の周知を図り、自動車ユーザーの安全な自動車の選択等を促進する。)
- ⑥ 自賠責制度の役割と交通事故被害者保護の重要性
- ⑦ 飲酒運転や無免許運転、覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用運転等、悪質・危険な運転行為の禁止の徹底
- ⑧ 「無車検」車両、「無保険」車両及び「登録番号標不表示」車両の運転防止
- ⑨ 不正改造車排除の徹底及び自動車の点検整備の励行促進
- ⑩ 「迷惑駐車をしない、させない」の励行

7. 当機構職員の取り組み

- (1) 当機構においては、機構職員は、機構車及び自家用車を使用する場合は、安全運転に努め、他の運転者の模範となるような運転を心がけること。
- (2) 当機構においては、機構職員は、機構車及び自家用車を使用する場合の後部座席も含めた全ての座席のシートベルトの着用並びに幼児等を同乗させる場合のチャイルドシートの正しい取り付け方及び着用の徹底をするものとする。
- (3) 当機構においては、職場、家庭等において飲酒運転を絶対に許さない環境づくりを促進するものとし、機構職員は、勤務外においても以下の事項について厳守するものとする。
 - ① 酒気を帯びて車両等を運転しないこと。
 - ② 酒気を帯びている者に対し、車両の提供をしないこと。
 - ③ 運転をするおそれのある者に対し、酒類を提供し又は飲酒を勧めないこと。
 - ④ 運転者が酒気を帯びていることを知りながら同乗しないこと。

以上